

第三十三条の二第一項中「証券会社の株主は、」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第三十三条の三中「」ととなつたときは」を「場合には」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第三十八条に次のたゞし書を加える。

ただし、適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者からあらかじめ同意を得ている場合については、この限りでない。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第四十条第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 取扱有価証券（株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）のうち証券業協会の規則において売買その他の取

引の勧誘を行うことが禁じられないものをいう。以下同じ。）の売買その他の取引

第四十二条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）における上場有価証券等（証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券をいう。）の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させる目的をもつて、当該上場有価証券等に係る買付け若しくは売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をする行為又はこれらの委託等をする行為（政令で定める行為を除く。）

第四十二条第二項中「第九号」を「第十号」に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二 証券会社は、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引（政令で定めるものを除く。以下この条において「有価証券取引」という。）に関する顧客の注文について、政令で定めるところにより、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法（以下この条

において「最良執行方針等」という。)を定めなければならない。

証券会社は、内閣府令で定めるところにより、最良執行方針等を公表しなければならない。

証券会社は、最良執行方針等に従い、有価証券取引に関する注文を執行しなければならない。

証券会社は、証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券の売買その他の取引で政令で定めるものに関する顧客の注文を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を交付しなければならない。ただし、既に当該書面(当該最良執行方針等を変更した場合にあつては、変更後のものを記載した書面)を交付しているときは、この限りでない。

証券会社は、有価証券取引に関する顧客の注文を執行した後、内閣府令で定める期間内に当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従つて執行された旨を内閣府令で定めるところにより説明した書面を、内閣府令で定めるところにより、当該顧客に交付しなければならない。

第四十条第二項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。

第四十九条第三項中「内閣総理大臣の指示するところに従い」を「政令で定めるところにより、」に、

「を日刊新聞紙に掲載すべき旨を」を「の公告を」に改める。

第六十四条の二第一項第二号中「第六十四条の五第一項」の下に「（第六十五条の二第五項及び第六十条の二十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十四条の七第五項中「第六十四条の五第一項又は第二項」を「第六十四条の五第一項」に改める。  
第六十五条第二項各号列記以外の部分中「有価証券」の下に「（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号から第五号までを次のように改める。

一 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるも

のに限る。）、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同項第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二 第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券 同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

三 第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。） 次のイからハまでに掲げる行為

イ 有価証券先物取引等（有価証券先物取引、有価証券先物取引と類似の取引又はこれらに係る第二条第八項第一号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）、有価証券指數等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等

口 私募の取扱い

ハ 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条

第十一項各号に掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券 次のイ及びロに掲げる行為

イ 私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るもの）を除く。）

ロ 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条

第十一項各号に掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五 次に掲げる取引 第二条第八項第三号の二に掲げる行為（次のロに掲げる取引については、均一の

条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ 第一号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指數を含む。）に係る有価証券店頭

デリバティブ取引

ロ 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指數を含む。）に係る有価証券店頭

デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

第六十五条第二項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする。

第六十五条の二第三項を次のように改める。

第一項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関（以下「登録金融機関」という。）は、前条第二項第一号に掲げる有価証券につき有価証券の元引受け（第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。）を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第五号に掲げる取引につき同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

第六十五条の二第五項中「第三十七条から第四十一条まで、第四十三条」を「第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十三条の二」に、「及び第七号」を「第七号及び第十二号」に、「及び第四十四条第一号」を「第四十四条（第二号を除く。）及び第四十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二号中「当該証券会社」とあるのは「その親法人等又は子法人等」と、「その親法人等又は子法人等」とあるのは「当該登録金融機関」と、「していることを知りながら」とあるのは「しながら」と、「当該契約を締結」とあるのは「第六十五条第二項第四号口に掲げる行為

を」と読み替えるものとする。

第六十五条の二第七項を次のように改める。

第五十一条の規定は、登録金融機関が、有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為を行う場合について準用する。

第六十五条の二第八項中「第二項」を「第五項後段に定めるもののほか、第二項」に改め、同条第九項中「前条第二項第七号」を「前条第二項第五号」に改め、同条第十一項中「前条第二項第四号」を「前条第二項第一号」に改める。

第六十六条の十六中「第二十条第一項」を「第二十二条第一項及び第二項」に改める。

第六十七条第二項中「以下この項及び」を削り、「有価証券（第七十五条第一項の規定により登録を受けたものに限る。）」を「店頭売買有価証券」に、「に限る。第七十五条第一項」を「に限る。同項」に改める。

第七十四条第一項中「第十一号」を「第十三号」に改め、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げる、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 協会員及び証券仲介業者の有価証券の売買その他の取引の勧誘に関する事項

第七十六条中「当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）」を「店頭売買有価証券」に改め、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第七十九条の二中「遅滞なく」を削り、同条第一号中「及び銘柄並びにその売買価格及び数量」を「銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項」に改め、同条第二号中「後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める」を削り、「買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格」を「買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項」に改め、同条第三号中「後、当該受託等に係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める」を削り、「及び銘柄並びに当該受託等に係る価格」を「銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項」に改め、同条第四号中「において行う上場株券等」の下に「（証券取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。以下第七十九条の

四までにおいて同じ。」」を加え、「及び銘柄並びにその売買価格及び数量その他内閣府令で定める事項」を「銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四　自己の計算において行う取扱有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う取扱有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

五　自己の計算において取扱有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

六　取扱有価証券の売買の受託等をした場合　当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他の内閣府令で定める事項

第七十九条の一に次の一号を加える。

八　同時に多数の者に対し、取引所有価証券市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合その他の内閣府令で定める場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、

価格その他内閣府令で定める事項」の下に「速やかに、」を削る。

第七十九条の三中「店頭売買有価証券の売買」の下に「その取扱有価証券の売買」を加え、「速やかに、」を削る。

第七十九条の四中「店頭売買有価証券の売買」の下に「その取扱有価証券の売買」を加え、「毎日の相場」を「銘柄別の毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格」に改め、「遅滞なく、」を削る。

第七十九条の五中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第七十九条の十三第一項中「店頭売買有価証券」の下に「若しくは取扱有価証券」を加える。

第七十九条の十四中「若しくは店頭売買有価証券」を「又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券」に改める。

第七十九条の五十七第一項に次の一号を加える。

三　補償対象債権に係る顧客資産のうちに社債等の振替に関する法律第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する場合　同項の補償対象債権に相当する顧客資産を内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額（当該顧客資産について同条第五項の適用がある場合には、当該金額から同項の

規定により減額された支払額を控除した金額)

第八十条第一項中「有価証券市場は」の下に「証券業協会を除き」を加え、同条第二項を次のように改める。

前項の規定は、証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者が、この法律又は外国証券業者に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引（有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引にあつては、取引所有価証券市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

第一百三十二条第一項中「株主は、当該株式会社証券取引所の」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第一百六条の十五中「株主は、当該証券取引所持株会社の」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第一百六条の二十九第一項第一号中「ときは」の下に「（当該株式会社証券取引所の議決権の保有の態様その他事情を勘案して内閣府令で定める場合を除ぐ。）」を加える。

第一百七条の二第一項第二号中「に係る有価証券先物取引並びに第六十五条第二項第六号イ、ハ及びニに掲げる取引」を「（国債証券、地方債証券、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券並びに外国国債証券並びにこれらに係る有価証券指数をいう。次条第一項及び第百五十五条第一項において同じ。）に係るもの」に改める。

第一百七条の三第一項第二号中「に係る有価証券先物取引並びに第六十五条第二項第六号イ、ハ及びニに掲げる取引」を「に係るもの」に改める。

第一百七条の四第一項中「第一百二十四条」を「第一百十八条」に改める。

第一百十二条第二項及び第三項中「第一百十九条第一項」を「第一百十五条第一項」に改める。

第一百十四条から第一百十九条までを次のように改める。

第一百十四条 証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場」とに、その上場する有価証券等について、当該取引所有価証券市場における有価証券の売買等を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一百十五条 内閣総理大臣は、証券取引所が上場する有価証券の発行者がこの法律、この法律に基づく命

令又は当該有価証券を上場する証券取引所の規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、取引所有価証券市場における当該有価証券の売買を停止し、又は上場を廃止することを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

第一百六条 証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所有価証券市場における毎日の総取引高、その上場する有価証券等の銘柄別の毎日の最高、最低及び最終の価格、約定指數、約定数値及び対価の額その他の事項をその会員等に通知し、公表しなければならない。

第一百七条 証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所有価証券市場における毎日の総取引高、その上場する有価証券等の銘柄別の毎日の最高、最低及び最終の価格、約定指數、約定数値及び対価の額その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

第一百八条 第百七条の六の規定は、会員等の取引所有価証券市場における有価証券の売買等がこの法律又は証券取引所の定款の定めるところにより停止された場合に準用する。

第一百九条 会員等は、取引所有価証券市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託については、その所属する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

証券取引所は、その受託契約準則において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 有価証券の売買等の受託の条件
- 二 有価証券の売買等の受渡しその他の決済方法
- 三 有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項
- 四 前三号に掲げる事項のほか、有価証券の売買等の受託に関する必要な事項

第五章第四節の節名を削る。

第一百二十条から第一百三十三条までを次のように改める。

第一百二十条から第一百三十三条まで 削除

第一百四十四条中「第九十条第一号」を「第九十条第一項第一号」に改める。

第五章第五節を同章第四節とし、同章第六節を同章第五節とし、同章第七節を同章第六節とする。

第一百五十五条第一項第二号中「類似の取引」の下に「及び外国市場証券先物取引」を加え、「並びに第六十五条第二項第六号口、ホ及びヘに掲げる取引」を削る。

第一百五十六条の六第一項中「対象取引をいう。」の下に「以下この章において同じ。」を加える。

第一百五十六条の十一の次に次の一条を加える。

第一百五十六条の十一の二 証券取引清算機関が業務方法書で未決済債務等（清算参加者が行つた対象取引の相手方から有価証券債務引受け業として引き受けた当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を引き受けた対価として当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）及び担保をいう。以下この項において同じ。）について差引計算の方法、担保の充當の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する証券取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法

は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

破産手続、再生手続又は更生手続において、証券取引清算機関が有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産に属する財産とする。

第一百五十六条の二十一第一項中「(第二条第三十項に規定する対象取引をいう。)」を削り、「第一百一十四条」を「第一百十八条」に改める。

第一百五十九条に次の二項を加える。

第一項(第六号を除く。)及び第二項(第二号を除く。)の規定は、取扱有価証券の売買及び取扱有価証券又は取扱有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指數に係る有価証券店頭デリバティブ取引について準用する。この場合において、第一項中「証券取引所が上場する有価証券(以下この条において「上場有価証券」という。)、有価証券指数又はオプション(以下この条において「上場有価証券等」という。)について、上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券若しくは上場有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指數(以下この条にお

いて「上場有価証券店頭指數等」という。)に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうちいづれかの取引」とあるのは「取扱有価証券の売買又は取扱有価証券若しくは取扱有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指數(以下この条において「取扱有価証券店頭指數等」という。)に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうちいづれかの取引」と、同項第一号中「上場有価証券の売買」とあるのは「取扱有価証券の売買」と、同項第二号中「有価証券指數等先物取引又は上場有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭指數等先渡取引若しくは有価証券店頭指數等スワップ取引」と、同項第三号中「有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭オプション取引」とあるのは「取扱有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭指數等先渡取引又は有価証券店頭指數等スワップ取引」と、同項第七号中「上場有価証券店頭指數等」とあるのは「取扱有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭オプション取引」とあるのは「取扱有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭オプション取引」と、同項第八号中「有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭オプション取引」とあるのは「取扱有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭オプション取引」とあるのは「取扱有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭指數等」と、第二項中「上場有価証券の売買、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取

引又は上場有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「上場有価証券売買等」という。）のうちいずれかの取引」とあるのは「取扱有価証券の売買又は取扱有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「取扱有価証券売買等」といふ。）のうちいずれかの取引」と、同項第一号中「上場有価証券売買等が繁盛であると誤解させ、又は取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場を変動させるべき」とあるのは「取扱有価証券売買等が繁盛であると誤解させるべき」と、「上場有価証券売買等又は」とあるのは「取扱有価証券売買等又は」と、同項第三号中「上場有価証券売買等」とあるのは「取扱有価証券売買等」と読み替えるものとする。

第一百六十条第一項中「前条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条）を「前条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。次項）に、「若しくは店頭売買有価証券市場における有価証券」を「店頭売買有価証券市場における有価証券の売買若しくは取扱有価証券」に改める。

第一百六十三条第一項中「又は店頭売買有価証券」を「店頭売買有価証券又は取扱有価証券」に改め、

同条第二項中「証券会社又は」を「証券会社、許可外国証券業者又は」に改める。

第一百六十六条第六項中「株券」の下に「優先出資法に規定する」を加える。

第一百六十七条第一項中「若しくは店頭売買有価証券」を「店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券」に改める。

第一百七十二条の次に次の章名及び節名を付する。

## 第六章の二 課徴金

### 第一節 納付命令

第一百七十二条から第一百八十五条までを次のように改める。

第一百七十二条 重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者が、当該開示書類に基づく募集又は売出し（第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この章において同じ。）（当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。）により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額の百分の一（当該有価証券が株券等（株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。次号及び次項において同じ。）である場合にあつては、百分の二）

二 当該開示書類に基づく売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売出価額の総額の百分の一（当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の二）

重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者の役員等（当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。第五項において同じ。）であつて、当該開示書類に虚偽の記載があることを知りながら当該開示書類の提出に関与した者が、当該開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に

対し、当該売り付けた有価証券の売出価額の総額の百分の一（当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の一）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

前二項の「開示書類」とは、第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参考書類を含む。）、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参考書類を含む。）、第一一十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参考書類を含む。）及びその添付書類、第一一十三条の四、第一一十三条の九第一項若しくは第二一十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二一七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参考書類を含む。）又は第二一十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参考書類を含む。）及びその添付書類をいう。